

広報



ごじようめ

発行所 秋田県五城目町役場 編集 秘書課 電話(018876)代 2100番
印刷所 湖東印刷所 電話(018876) 2430番 一部 5円
郵便番号 018-17 毎月 1日・15日発行

△ミニ知識△

最も安いタンパク源

わたくしたちは、一日平均七十五グラムのタンパク質が必要とされています。普通タンパク質というと、すぐに魚や肉類を思い浮かべます。

ところが、わたくしたち日本人は、その必要量の四分の一をお米からとっているのです。しかもお米のタンパク質はすぐれていて、たとえば十グラムのタンパク質をとるとして、豚肉で百円、マゴロで百二十三円かゝるのに比べ、お米は四十四円しかかゝりません。和・洋・中華と、どんな料理にも合う「お米」は体のためにも、経済的にもお得です。



神々しさで人々を魅きつける中秋の名月

9月27日は陰暦の8月15夜に当たっていた。その日の夕刊には月の出が17時55分となっていたが、35分頃に、かすむ山の稜線から顔を出しはじめたのである。あわてゝカメラをかつぎ、目的地を定めてベタルを踏み続けたが、月の姿があまりにも美しいので、途中で撮影したのがこの写真である。見事な満月であった。

日本人の心のロマン

幼い時月に夢をかけめぐるしてくれるのは、何といても「かぐや姫」の竹取物語であろう。はるかな天空によせる神秘的空想は、一千年来日本人の心のロマンでありメルヘンでもある物語の中で、大空のどこからか天人たちが雲に乗っておりてきた。姫を渡すまいとする警備の者たちは、矢を射かけようとするが、もののけにでも襲われたような気分になり、ただぼうぜんとして、天人たちを見つめるという一節がある。

バン格拉デツシユのダツカで、世界の耳目を集めている赤軍

〳〵今も変らぬ人々のメルヘン〳〵

中秋の名月

のハイジャックに、かぐや姫の家来たちをお願いしたら、さぞかし気楽に乗客は解放され、犯人の逮捕も要易であつたろうに残念なことである。

「芋名月」～農作物を月神に

さて、「月々に月みる月は多けれど、月みる月はこの月の月」と、十五夜がその昔からもてはやされるのはどうしたのだろうか。これは、中国での「中秋節」といって祝う名月観賞の習慣が伝わってからである。

名月観賞が大衆化した歴史はそんなに長くないと言われ、初め上流階級の風流としての行事であった。この十五夜の別称に「芋名月」とか「栗名月」「豆名月」がある。この月の観賞の根底には、月が最も美しく見える月に、農作物を月神に供えるという古い信仰が息づいており、今だにそれが引き継がれているのである。

十五夜がすぎると、いよいよ本格的な取り入れの季節となる新月となる頃には、農繁期も終りを告げていることだろう。



中華人民共和国の旅

西野 加藤孝一郎

日中友好「秋田県農業青年の翼」の一行一三六名は、七月二十七日から八月九日までの十四日間、中国を訪れ三大都市(北京・南京・上海)とその周辺の農村を研修してきた。振り返って中国大陸の地図を広げると、私達の見学コースは細い一本の線に過ぎない。この中で中国を語る事は、正確ではない事を前置きして、思いのまゝ感じた事を書き綴ってみた。

まず感心した事を述べると、服装に階級的差異がほとんどない事、「カ」や「ハエ」がない事(牛舎・豚舎でも)女性の全てが化粧していない事、ゴミが散乱していない事、思想教育の徹底している事、戦争に備えている事また姿形が日本人と少しも変らない事など沢山あった。

農村では畑作地帯と、水田地帯があり、畑作地帯は黄河より北の雨の少ない地帯で多く、トウモロコシが主体で他にコウリヤン、アワ、野菜などを栽培しこれらが主食であった。

南京・上海近郊の農村では稲作二回麦一回の三毛作との事で、今早生の刈り取り、晩生の田植えと大変忙がしい時期であったが、日中三六〇三七度もあるので休み、夜九時過ぎタイマツを点して田植えをしているのが印象に残った。一般的には朝早くから暗くなるまで働くのが普通で、日本の農村とよく似ていた。農村工場もほとんど増えているようであった。しかし南京・上海市内の研修をおえてみて、都市と農村の差を感じた。共産主義社会ではそのような事はないと思っていた。

厚生年金は農村に無く、都会では七〇%受給、農民は夜明けから日暮れまで三四〇日も働くところもあり、都会は八時間労働で日曜日は休み、子供の校外活動の場、学校や工場の施設も差があった。(つづく)

九月定例町議会終る

補正予算額一億三千五三四万円

～昨年度同期より十一・九%の伸び～

九月定例町議会は、九月十六日から七日間の会期で行われた。上程された議案は、五城目町立杉沢小中学校寄宿舎設置条例の制定など二十案件を審議し、原案どおりの可決をして二十二日終った。

なお、加賀谷町長が一般質問に答える中で、役場庁舎やバスターミナルの建設候補地の発言があり注目された。また、一般会計九月補正予算額は、一億三千五三四万二千円で、既定予算と合せて二十三億八千四百五十万五千円となった。これは昨年同期と比較して十一・九%の伸びとなっている。

施政説明

◎稲作

予想される
一万五千八百俵
の余り米

五月後半の不
順な天候、六月
後半の低温およ
び日照の不足で
大変心配された
が、梅雨あけ以降の高温多湿で稲
作のおくれは解消された。

出穂最盛期は八月六日から十日
で、平年より五日から十日間位早
まったと見込んでいる。

さらに、東北農政局が八月三十
日に発表した作況指数一〇四をこ
れに該当させて、当町平均反収五
五八俵で換算すると、一万五千三
八三俵の余り米が出るという計算
になる。今後余り米対策が大きな
問題となると考えられるが、県と
連絡を密にして、全量買い上げを

強く要請していきたい。

地域農政特別対策事業

八千万円で

次に地域農政特別対策事業であ
るが、この事業は、地域住民の意
向を尊重しながら、今後の農政を
やっつけこうとする考えのもとに
始まったものである。

今年度は、全県で四十カ市町村
を指定、この中に本町も指定され
た。いま推進事業を行っているこ
ろである。

町では、この事業を推進するた
めに、地域農政推進委員会を委嘱し
て、八月九日にこの委員会を開催
し、趣旨説明と農家の意向調査を
お願いする一方、担当職員が各部
落に出向いてその説明に当り、農
家の意向を収集しているところだ
ある。

この事業は、三カ年以内に実施
計画をたてて承認を得た後、二カ

年で八千万円の整
備事業を実施する
予定になっている

産業文化祭

十一月一日～

六日まで

なお、本町の産
業文化祭は、今まで商工会、農協
など別々に行っていたものを、昨
年十三年ぶりに統一実施したこと
はご承知のとおりであるが、今年
も産業文化祭という形で開催すべ
く準備中である。

開催期間は、文化の日を中心に
十一月一日から六日までとし、広
域体育館、町民センター、農協会
館などを会場に開催したい。

磯ノ目地区移転順調

磯ノ目地区区画整理事業は、今
年度事業費一千四百七十八万四千円と
なっている。その内訳は、住家等
の移転を三戸、非住家五戸計画し
ていたが、この内住家二戸、非住
家三戸の移転契約が決まり、ただ
いまその移転工事を進めている。
残る一戸と二戸に関しては、交渉
中である。

十二月に十戸完成目標に

公営住宅について、今年は十戸
建設の内諾を得た。いま設計中
であるが、十二月完成を目途に入
札をしたいと考えている。

雀館、希望ヶ丘の住宅払い下げ
に関しては、長年の要望にこたえ
べく、現在事務手続きをすすめて
おり、今後強力な陳情をしてこの
実現に努力したい。

◎杉小、中、に待望の寄宿舎

十二月開設

杉沢小、中学校の寄宿舎建築工

事に關しては、建築確認申請中な
ので、その認可通知があり次第発
注して、十二月開設を目途に仕事
をすすめている。

百歳の方に百万円条例化した

九月七日、予定どおり敬老式を
終っているが、その際、百歳の誕
生日を迎えた方に、町から百万円
を贈呈したい旨当日出席議員のみ
なさんと相談し、このことを申
しあげた次第であるが、成案のな
り次第条例化をしたい考えである

一般質問の中から

質：わが町の人口減少を防止する
ための方策はどうあるべきか。
～一大宅地造成事業に取り組む
意志はないのか～

秋田湾開発との関連を懸念

町長：大規模な宅地造成をやつて
みないかというごとなうだが、
あるいはそのような時期であるか
も知れない。しかし、まだ少し早
いのではないかと。ことと、も
う一つは、そのような対象地がな
かなか確保できないことである。
一大宅地造成とはどの程度の規模
をお示しであるのかわからない
が、百戸～二百戸分を造成すると
すれば、少くとも五年～十年金を
寝かせる覚悟で対処しなければな
らないだろう。

秋田湾大規模工業開発との関連
については、この開発が、昭和七
十年に完成する計画になっている
ものの、果して実現されるかどう
かは、流動的な経済状態からみて
非常に懸念されるところである。
以上のような内容を見きわめな
がら、大きな宅地造成をした方が
よいのではないかと思っている。

心情は理解出来るので努力する

ただ、今までのような程度の宅
地造成はこれからもやっていき
たい。お気持は十分理解できるの
で前に申し上げたような条件に合
うようであれば、公社の理事の方
々とよく相談をして、そのための
努力はしていきたい。

質：雀館バイパス線による補償、
代替地、残地に対する取扱いが
どのように進んでいるか。

ただ今鋭意努力中

町長：雀館線のバイパス全長六三
十分の区間は、五十一年度に開発
公社により先行取得している。残
る一、四七六、二平方分については
、代替用地に希望されているが
まだ未解決であり、ただいま鋭意
努力中である。

なお、建物の移転に關しては、
二戸の内一戸移転工事中である。
ご指摘のような問題も多くあるが
それを乗り越えて努力していき
たい。

質：一連の不況対策として中小企
業の救済対策はどうなっている
か

主体的には業者自身

町長：国、県、町など厳密に仕分
けされたいと思うが、三つの分担
があることを私は考えている。

この中で、行政でお手伝いする
ものと、業者自らの勉強によって
処理するものは当然なければなら
ないし、主体的には、業者自らの
力で処理するのが自由主義経済の
原則であると思う。従って、町は
あくまでも従属的なものであると
受けとめている。

諸制度の活用をお手伝い

今いろいろ町でお手伝いするこ
との第一点は、国、県、あるいは
金融機関でとっている諸制度を、
おいでになった業者に、よくその
内容を説明指導してやることが必
要であらうかと思っている。

県では独自で倒産関連融資をし
ているので、第一義的には、これ
らを大いに活用させていくことが
必要だと思ふ。

従って町で実施するものに関し
ては、制度に乗せられないような、
零細業者に對して、どのようなお
手伝いをするかにシボられるが、
そういう意味で二千五百万円のお
くでマル五資金を独自で実施して
いるところである。

先日行政説明でも報告したとお
り、商工会などからも強い要請が
あったのでこの面の需要が非常に
大きいと受けとめ、今回の補正予
算に、一千万円の増設のため
に、二百万円の予算を計上してい
る。

保証については、マル五資金の
みに適用しているものではなく、
この外の商工中金あるいは秋田銀
行など、市中銀行一般に對しての
保証もしている。これは、県の保
証協会を通じて毎年積立てている
ものである。

質：都市計画にかかわる産業の現
況と、その進展について

①駅の移転と墓地跡地について
②磯ノ目地区区画整理の連担地域につ
いて

駅移転の候補地四カ所

町長：①の問題については

・現在の場所を改良したバスター
ミナル

・警察署跡地にある整備工場と駐
車場の場所

・グリーンボール跡地

・雀館線が出来た場合にどこかに以上のような案が、私のところへ申し込まれている。

その後の進展についてはまだ聞いておられないが、どこも一理あると思われている。中央交通さんの方へは、難かしきもあるだろうが、最大の努力をしていただきたいたむしろこちらからお願ひしているところである。

余地が出た場合集会所用地に

墓地の跡地については、中央線と磯ノ目の開発と関連をされているので、第一義的にその方面に向けてざるを得ないという勢になっている。それによって、もしも余地が出た場合、当然これは環境美の問題や町内に集会所が不足しているなどの場所を確保したいという考えに立って対処していきたい。

警察署は現在地に内定

連担地域については、これに關連して

・役場庁舎新築の問題
・警察署新築の問題
・登記所(法務局五城目出張所)新築の問題

などが出てきている。

警察署は当初、現在地とその向側、矢場崎グラウンドの跡地など、三カ所の提案があった。しかし、終局的には現在地にほぼ内定している。今後その土地の問題についてはいろいろと交渉していく。連担地域整備に必要とする財源は保留地を処分するという原則的なところに立っている。

磯ノ目に役場庁舎か

・大方のすう勢

たまたま役場庁舎の問題も出さ

れたが、これもいろいろな場所が提示されておるようだ。

ただ、私の今みておる大方のすう勢として、磯ノ目の保留地が有力な候補地に考えられていることを、私なりに判断している。保留地は公共用地として確保するといふ基礎に立って、関係者のご協力と議員諸氏のご批判を仰ぎながら今後なるべくスピードを高めながら、仕事を進めていく段階にきていると思っている。

五高跡地は今後の検討課題

更に、五高跡地に関しては、あのグラウンドを残していきたいという心情は理解出来る。

しかし、役場庁舎など建てる場合、恐らく十億円近い投下が必要だと思いが、この現実的な事情を無視し得ない状態であり、そのための努力は惜しまないが、今後の検討課題であると思っている。

質：商工業業者の指導育成について

役場職員資質向上に努める

町長：ただ今のご見解の中で、商工係の充実と、先進地視察、物産展示場あるいは、研修をもっと充実した方がよいのではないかと述べられたが、今も先進地視察に対する助成は実施している。

商工係の充実に関しましては、この係だけでなく、単に頭数を増やしただけでできない問題もある。今後役場職員の資質向上のため研修を踏まえ、実効の上のような人材の育成に努め、ご期待に添い得るよう努力していきたい。

五城目物産市場拡大を検討

物産展示場に関しては最もなこ

とで、ただ今、町内業者で新しく店舗を建てている方に、町内生産品の展示コーナーを考えていた。更には秋田空港の開港はほぼ見通しがついているので、そのバスターミナルに対する考え方。また空港乗降客が多くなると、市内の店舗も相当拡大されると思われるので、今後は今以上に町内を払い、機会があれば、みなさんと一緒に検討していきたいと思っ

質：各学校グラウンドの完備と広域体育館の運動器具の充実について

①グラウンドの暗渠排水設備

②広域体育館の用具完備について
グラウンド整備以前に多い
処理事項

町長：各学校の校舎整備の経費は五カ年計画で、約一億円以上にはなっていると思う。しかし、これはほぼ見通しがついたところである。

延び延びになっていた暗渠排水事業も、是非着手しなければならぬと考えているが、そのため事前

議決された議案

・議案第四十一号

五城目町立杉沢小中学校寄宿舎設置条例制定について

町立杉沢小中学校の合地地区からの児童生徒の冬季間における通学を容易にするための必要な措置として、へき地教育振興法第三条第一項第五号の規定に基づいて建設される寄宿舎について十二月一

に発生する附随問題を逐次処理していかなければならない。

例えば、杉沢小、中の寄宿舎建設した場合の校舎と校庭の関係。更に、馬場目小を改築する場合の駐在所、神社などの移転問題などグラウンド整備以前の処理事項が非常に多いわけで、将来の構想に結びつく展望のもとで、関係者のご協力を得ながら逐次処理に当たるところである。

暗渠排水工事年次計画で

学校の暗渠排水については、以上のような事情を踏まえて、来年度あたりからは是非着手したいと考えているところである。

最悪の場合でも、運動公園の広場が完了し次第、引続き暗渠排水工事を年次計画でやっていきたい。

体操器具設備は来年度

広域体育館の体育器具については、いろいろ財政的な制約があり現在の器具は利用回数が見込などを勘案してのもので、体操の設備は完備しておらないのが実態である。

来年度は、是非実現する方向で対処したい。

日から入居させる計画で事業を進めているので、このたびの議会において設置を規定する条例を制定した議案である。

寄宿舎は、名称を「杉沢小中学校寄宿舎」と称し、馬場目字杉沢下台三番地の杉沢中学校と同地番に位置するもので、その管理運営については、教育委員会規則で定めるようにする。

寄宿舎は、木造平屋建一三二平方メートル(四〇坪)、ベット数

十六床で、季節寄宿舎である。冬季は寄宿舎として、夏季は合宿所や宿泊研修所として利用することになっている。

工事費については、国庫補助金が総事業費の二分の一、残りを町債でまかなう。

・議案第四十二号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

・議案第四十三号

五城目町開発センター条例の一部改正する条例制定について

町民センターの宿泊使用料の改正を内容とする条例の一部改正。

宿泊使用料は、宿泊業務を委託している業者と町とが、契約条項に基づき協議により定めた額について、現在町が六〇パーセント、業者が四〇パーセントの取り分として定めているが、貸寝具料、洗濯代、人件費等の値上がりによる宿泊経費が増えていることから、受託業者において基本宿泊料のアップを希望している。利用者負担の軽減を図るため、町が受ける使用料を一〇パーセント引き下げて実質的に受託業者及び町がそれぞれ五〇パーセントの取り分として利用者へのね返りを与えるためのもの。

この改正の適用は、昭和五十二年十月一日からとする。

・議案第四十四号

五城目町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

本町の国民健康保険事業における保険給付業務のうちの助産費について、十月一日から国の補助基準額の改正に伴い、現行の四万円から六万円に改めるための国保条例の改正である。

なお、必要とする予算については、歳入二六六千円、歳出八〇〇千円を国保特別会計補正予算(第一号)に計上した。

・議案第四十五号

五城目町消防団設置条例の一部を改正する条例制定について

・議案第四十六号

秋田県市町村職員退職手当組合規約の一部変更について

・議案第四十七号

工事請負契約の締結について(雀館公園築造工事(第一工区))

雀館公園築造工事(第一工区)の工事請負契約の締結について、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき契約金額が一千万円を超えるので議会の議決を求めた議案。

契約金額 二七、五〇〇千円

契約の相手方 五城目町高崎字白旗一八ノ一

館岡物産代表者 館岡 義三

・工事の概要

①敷設造成工 七、一一〇立方メートル

②園路広場工 階段工

ランニングロード 三四〇米

③運動施設工 広場工

一三、一一〇平方メートル

④管理施設工 法覆工

町内職場野球

役場Aチームに栄冠

九月十五日から、参加十六チームのもとに始まった町内職場対抗野球は、秋晴れのもとで熱戦を繰りひろげてきたが、役場Aチームは試合数を多く消化しているだけに、よくまとまり、下馬評どおりの力を発揮して優勝を果たした。

▽準決勝

公務員クラブ 00000000
五城目役場A 00011200X 4
商工会青年部 20000020
教職員クラブ 0320000X 54

▽決勝

教職員クラブ 10000000
五城目役場A 00010600X 71

教職員チーム一回三番松田選手のランニングホームランで一点先取、役場A三回二死ながら四球の加藤を二塁において、一番鳥井の二塁打でようやく同点。

五回渡れの松田投手から三本の長短打と相手のエラーもからみ六点を取る。

役場の原田投手一回以後は二安打に押えた。

最優秀選手賞 原田 (役)

打撃賞 松田 (教)

敢闘賞 鳥井、嶋崎 (役)

特別賞 加藤政 (商) 齊藤 (公)

伊藤直、小 熊 (役)

塚本、齊藤 (教)

五城目町

軟式庭球選手権大会

十月九日 五一中コート

五城目町庭球協会(会長安達悦郎)では、十月九日午前八時三十分から、五城目第一中学校テニスコートで、昭和五十二年庭球選手権大会を行うことになった。

内容は次のとおりであるが、同協会では同好の方の多数の参加を呼びかけている。

一、主催 五城目町庭球協会

二、日時 十月九日(日) 午前八時三十分

三、会場 五一中コート

十月七日に

中央地区連絡協

青少年保護育成委

中央地区青少年保護育成委員会の中央地区連絡協議会が、十月七日(金)午前十時から町民センターで開かれる。

四、種目

一般男子、同女子、壮年(四十才以上)初心者部(日曜テニス教室参加者対象)

五、試合方法

予選リーグ、決勝トーナメント(参加状況による)

六、申込先 五城目町田町 松橋肇(電話三九一八)

大会終了後親睦会を開催いたしますのでよろしく願います。

なお、会費は一、〇〇〇円当日持参可能。

昼食は各自持参願います。その他不明な事については

松橋 肇宛

三頁よりつづく

議決された議案

議案第四十八号

工事請負契約の締結について

(林道町山線改築工事)

前議案同様、契約金額が条例規定の金額を超えるので議会の議決を求めた議案。

本工事は、林道町山線改築工事で

契約金額 一〇、四〇〇千円

契約の相手方

五城目町馬場目字恋地

佐々木建設 佐々木茂夫

林道延長九〇メートル、巾員

四メートルに改築する。

議案第四十九号

工事請負契約の締結について

(坊村橋改良事業下部工)

坊村橋改良事業下部工(構造物)

工事の契約金額一三、八九〇千

円で条列金額を超えるため、議決

を求めた議案。

契約の相手方

南秋田郡井川町今戸字カチ田39
株式会社 小林組 小林生コン

代表取締役 小林 政則

工事の概要は、

橋台二基、橋脚一基、右岸袖付

護岸工事延長二四メートル。

議案第五十号

工事請負契約の締結について

(坊村橋改良事業下部工)

(取付道路)工事

坊村橋改良事業下部工(取付道

路)工事、契約金額一、八〇〇

千円の工事請負契約の締結につ

て議決を求めたもの。

契約の相手方

五城目町高崎字岡谷地七

有限会社 五光土木

代表取締役社長 館岡市之助

左岸側取付道路

L二二二米、W一一〇、五米

左岸側袖付護岸 L三三〇米

附帯取付道路等となっている。

議案第五十一号

工事請負契約の締結について

(坊村橋改良事業上部工)

(鋼体工場製作)工事

坊村橋改良事業上部工(鋼体工

場製作)工事金額一九、九九〇千

円、契約の相手方東京都千代田区

神田須田町二の一協友ビル川崎

電機工業株式会社東京営業所東京

鉄橋橋梁営業部長米元昇を内容と

する工事請負契約の締結につ

て議会の議決を求めた議案。

議案第五十二号

工事請負契約の締結について

(寺庭・中村線特殊改良四種

事業舗装新設工事(中村))

寺庭、中村線特殊改良四種事業

舗装新設工事(中村)について、

契約金額一〇、七〇〇千円のため

契約の締結について議会の議決を

求めた議案。

契約の相手方

昭和町大久保字町後五三

株式会社 菅与組

取締役社長 菅原 太郎

工事は、舗装延長五九〇米、巾

員五、五米(一部七米)及び安全

施設となっている。

議案第五十三号

工事請負契約の締結について

(寺庭・中村線舗装新設工事

(寺庭))

寺庭、中村線舗装新設工事(寺

庭部分)の工事請負契約について

契約の金額が一二、六五〇千円な

ので議会の議決を求めた議案。

契約の相手方

飯田川町下虹川上谷地一六

秋田源青株式会社

代表取締役 斎藤 豊吉

舗装延長 二九七メートル

巾員四七メートルである。

議案第五十四号

工事請負契約の締結について

(五城目恋地国設スキー場

スキーリフト新設工事)

の 一 太平索道株式会社

代表取締役 長尾 弘之

リフトは、単線固定循環滑走式

で、水平長四二〇、四四米、高低

差二二〇、七七米、傾斜長四三九

、九一米の規模である。

議案第五十五号

昭和五十二年五城目町水道

事業会計決算認定について

議案第五十六号

昭和五十二年五城目町一般会

計補正予算(第三号)

議案第五十七号

昭和五十二年五城目町国民

健康保険特別会計補正予算

(第一号)

議案第五十八号

昭和五十二年五城目町簡易

第二回産業文化祭

産業活動の集約展示公開

十一月一日～六日

町では、十一月一日から六日まで、の日程で、広域体育館、町民センター、農協会館を会場にして、第二回産業文化祭を行うことになった。

昨年十三年振りに統一したこの産業文化祭は、町内における一年間の産業文化活動を集約公開展示するもので、発展する町の姿が手にとるようにわかる。

また、この産業文化祭を通じて反省される点については、暮しやすいくつくりにするための手がかりとして取り上げ、町民総参加で調和のとれた郷土づくりをしようとするネライを秘めている。

なお、日程と展示会場は次のようになっている。

一、日程

十一月

一日(火) 会場準備 出品物展示
二日(水) 出品物審査

三日(木) ほう賞者発表
町功労者表彰式

四日(金) 森山登山競技会
町民慰安演芸会

五日(土) おらが町の芸自慢
講演会

六日(日) ほう賞授与式

二、会場

・第一会場 広域体育館

木工品、家具、建具、工芸、民芸、食品等の展示及び即売会、各種団体図書展示

協賛展示(生花、盆栽、菊花、

老人クラブ員の作品)

ほう賞授与式

・第二会場 農協会館

農産物、農林加工品(料理、手芸)及び即売会

・第三会場 町民センター

協賛展示、各種団体行事

・第三会場 町民センター

協賛展示、各種団体行事

・第三会場 町民センター

協賛展示、各種団体行事

・第三会場 町民センター

協賛展示、各種団体行事

稲わらは

焼かないように

禁止期間 十月一日～

十一月十日

欲しい農家の自覚

今年天候に恵まれて、近年にない豊作が予想されている。これは農家にとても、基幹産業として町全体にとっても誠に喜ばしいことであるが、稲刈シーズンともなると、毎年稲わらを焼く煙で悩まされる。

秋田県では、二年前から条例を作った禁止を訴えているが、一向に効果が上がらない。これは、当事者の農家の自覚と協力がなければ達成できないことは、今さら語る必要もないのである。

パトロール強化する
今年も、秋田県、保健所、町と

で稲わら焼き防止のために、随時町内をパトロールすることになっているが、違反者に対しては、次のような措置を取ることにしている。で、お互いの環境である大気を汚さぬために、各関係者の協力など協力をお願いしたいところである

違反者に対する措置

① 勸告

(イ) 県は、稲わら焼却により、周辺の環境がそこなわれ、またそこなわれる恐れがあると認められる行為をしている者に対して、焼くことの停止を勧告し、勧告書を違反者に交付する。

(ロ) 町では、①の勧告に該当する者があると認めるときは、県に通報する。

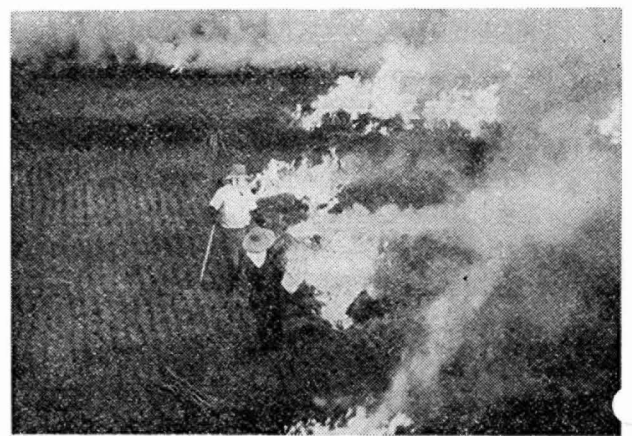
(ハ) 県は、勧告にもかかわらず、続けて稲わらを焼いた者については、必要に応じて住所、氏名を公表する。

② 違反者の公表

(イ) 県は、勧告にもかかわらず、続けて稲わらを焼いた者については、必要に応じて住所、氏名を公表する。

③ 公表の方法

(イ) 新聞紙上による公表
(ロ) 県の掲示板に掲示
(ハ) 県の公報に掲載



稲わら焼きはやめましょう

第2回 危険物取扱者試験

— 11月3日 —

消防法第十三条の三の規定に基づく危険物取扱者試験が次の要領により実施されます。

一、試験の種類

① 乙種危険物取扱者(第四類)

② 丙種危険物取扱者

二、試験の日時及び場所

十一月三日(木)
午前十時から
正午まで
秋田市保戸野金砂町
三番一号
県立秋田工業高等学校

三、受験の資格

① 乙種危険物取扱者試験を受験できる者の資格

・ 六カ月以上の実務経験を有するもの。

② 丙種危険物取扱者試験を受験できる者の資格制限はありません。

四、受験願書受付の期間及び場所

① 受付期間
十月三日から十月十四日まで

② 受付場所
五城目町消防署、または県消防防災課危険物係

③ 受験手数料
乙種 二〇〇〇円
丙種 一六〇〇円

④ 受験願書は消防署にあります。詳しいことは消防署予防係にお問い合わせください。

プッシュホンサービス

いよいよ開始

希望したいこと。
などのご相談をお聞きして行政相談委員があつせん解決する仕事である。

※どんなことを相談するのか

例えば

- ・ 恩給、年金などの手続きをしたが、役所から何の通知もこない
- ・ 道路や河川、堤防のこわれたところを早く修理してほしい。
- ・ 出かせぎに行つてケガをしたが賃金も休業補償も買えず困っている。
- ・ 豚や鶏の悪臭、その他公害になやまされている。

※相談のしかた

直接口頭でお話しされるのが一番よいが、電話や手紙でもかまわない。どんな小さなことでも気軽に相談ください。

無料で、親身になってお話し迅速にしか秘密を守る。

①ダイヤルはポンと押すだけの押しボタン式です。

②長い電話番号でも短かくおぼえさせポンポンとボタン三つでつながります。(これを短縮ダイヤルといいます)

③電話で加減算はもとより難しい計算も簡単にできます。

・ 料 金

一、取り替への場合

・ 本電話機

債 券 三万円 工事費二千元
毎月の使用料 一三〇〇円

・ 親予電話

債 券 一万円 工事費一千元
毎月の使用料 四五〇円

納税組合の納付状況 ②

年度	納付額	前年対比	納付率
47	113,398千円	110%	99.65%
48	119,302	105	99.72
49	164,058	138	99.84
50	192,121	117	99.97
51	241,301	126	100.00

町税収入状況 ①

年度	収入額	前年対比
47	143,569千円	106%
48	204,549	142
49	248,994	122
50	249,221	101
51	305,783	123

昭和52年度 町税の税率 ③

町民税	課税方式		本文方式	町民税の所得割額の税率	所得区分	税率
	個人	均等割額	700円		30万円以下の金額	100分の2
法人	均等割	法312条1項1号の法人	80,000円	町民税の所得割額の税率	30万円を超える金額	3
		同条同項2号の法人	24,000円		50万円	4
		同条同項3号の法人	8,000円		80万円	5
		法人税割額	100分の12.1		110万円	6
固定資産税	電気税及びガス税	電気税	100分の5	町民税の所得割額の税率	150万円	7
		ガス税	100分の3		250万円	8
		木材引取税	100分の2		400万円	9
		特別土地保有税	100分の3		600万円	10
入湯税	取得に係るもの	取得に係るもの	100分の3	町民税の所得割額の税率	1,000万円	11
		保有に係るもの	100分の1.4		2,000万円	12
		入湯税	100円		3,000万円	13
		都市計画税	100分の0.19		5,000万円	14
軽自動車税	区分	原動機付自転車 50cc以下	650円	国民健康保険税	退職所得に係る分離課税	上記と同様
		90cc以下	1,000円	国民健康保険税	所得割額	100分の8.2
		125cc以下	1,300円		資産割額	100分の37.1
		小型特殊自動車 農耕用	1,300円		被保険者均等割額	5,900円
軽自動車税	区分	特殊作業用	3,900円	国民健康保険税	世帯別平等割額	12,000円
		二輪小型自動車 250cc以上	3,300円		賦課限度額	170,000円
		軽自動車 二輪車	2,000円		均等割額	2,820円
		四輪乗用	5,900円		平等割額	4,920円
軽自動車税	区分	四輪貨物	3,300円	国民健康保険税	均等割額	1,880円
					平等割額	3,280円

町税の納期 ④

税目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12
軽自動車税	全期									
固定資産税(都市計画税)	1期				2期		3期		4期	
町県民税				1期		2期		3期		4期
国保税					1期		2期		3期	4期

事務費助成金 ⑤

区分	納付率		100%		95%	
	納期内	納期外	納期内	納期外	納期内	納期外
全戸加入組合	3%	2%	2.5%	1.5%		
任意加入組合	2	1	1.5	0.5		

組合員1人当 60円

連続完納報償金

区分	全戸加入組合	任意加入組合
4カ年以下 連続完納	1戸当 150円	1戸当 75円
5カ年以上	200	100
10カ年以上	250	150
20カ年以上	300	200

主なる町税の1人当1世帯当税額(当初調定額)

税目	目	51年度	52年度	前年対比
		税額	税額	
町民税(個人)	1人当り	4,937円	5,457円	110.53%
	1世帯当り	21,643	23,641	109.23
固定資産税	1人当り	7,074	8,482	119.90
	1世帯当り	31,00	36,746	118.50
軽自動車税	1人当り	936	372	102.48
	1世帯当り	31,591	1,611	101.13
都市計画税	1人当り	587	717	122.15
	1世帯当り	2,575	3,105	120.58
計	1人当り	12,962	15,028	115.94
	1世帯当り	56,819	65,103	114.53
国保税	1人当り	16,091	23,606	146.70
	1世帯当り	57,628	82,186	142.62

町税の台所事情

一世代当り 二三千六四一円

過去五カ年間の町税収入状況

過去五カ年間の町税の収入状況は次の表(①)のとおりで毎年相当の伸びを示し、特に昭和四十八年度は四十二%という伸びを示していたものが、昭和五十年度は伸びが見られませんでした。

これは経済の不況により木材産

納税組合の町税納付状況

過去五カ年間の納税組合の納付状況は次の表(②)のとおりとなっております。(一般町税、国保税の)

町税の税率(表③)

納税者の納税の便宜を考慮して一時に多額の税負担を強いること

町税の納期(表④)

納税者の納税の便宜を考慮して一時に多額の税負担を強いること

合計(納税組合の加入世帯は三、三三三世帯で全町の八四・一八%で昭和五一年度における国保税を含む町税収入額四三三、九七一千円の内、納税組合を通じて納付されたものは二四一、三〇一十千円で全体の五五・六〇%にあたります。また連続納期内完納組合は高千ほか九組合が二〇年を超え、館越ほか八三組合が一〇年を超えています。

で町の条例で定められています。税率には標準税率と制限税率(それ以上超えてはならないもの)……例えば固定資産税の標準は百分の一・四だが、制限は百分の二・一とありますが、本町の場合すべて標準税率を採用しております。ただし国保税は保険給付費との関連から課税額が定められており標準税率はありません。

をせず、円滑な徴収を確保するため町税の納期などは次のとおり定められております。納期内納付は年々良くなっておりますが、なお一層のご理解とご協力をお願いします。

●納税組合補助金等(表⑤)
納税組合を育成強化するため、町では納税奨励規則を制定して、納税組合に次のとおり補助金等を交付しております。未だ加入していない方は是非加入されるようおすすめいたします。

広ヶ野公民館

喜びの竣工式

九月二十四日午後四時十五分、加賀谷町長出席のもとに広ヶ野公民館の竣工式が行われた。

敷地四九五・八七平方尺(一五〇坪)、建物五二・〇六平方尺(七五・七五坪)、総事業費百七十七万二千元で完成している。

この町内(会長山田佐市)は、昭和四十年四月、戸数十戸で発足した歴史の新しい所であるが、今は五十七戸を数え年々その数は増え、新興発展地域の一つとなっている。

目に見えない心の結びつき

式典の席上、坂谷さんから工事の経過報告をされたが、それによると、公民館は町内住民の切実な願いの一つであった。その実現を期して、納税組合の還付金を積立、これを足がかりに、場所の選定、建物設計の構想など、機会ある毎に町内の人々は顔を寄せ合って相談をしてきた。

いよいよ場所が決定すると、男たちは、朝五時から七時までヤブ払いから整地に至るまで、延べ二百七十人の労力奉仕となった。公民館はもちろん町内の宝であるが、お互いに汗して協力した目に見えない心の結びつき、コミュニケーションが、建物にもまして貴重な収獲ではなかったのか。この点を強調していた。

十二年目に念願かなう

山田町内会長は、「とにかく話し合いの場所が欲しかった。町内

のみなさんが、一致団結して今日の日を迎えることができ、本当に嬉しい。十二年目に完成した公民館に感無量の面持であった。広ヶ野町内のみなさんは、この完成が本当に嬉しそうで、どの顔もゆるみっぱなしであった。記念に植樹されたドイツトウヒの成長とともに、公民館の歴史はスタートしたのである。

十月十日

広域体育館無料解放

家族で体育を楽しんでください

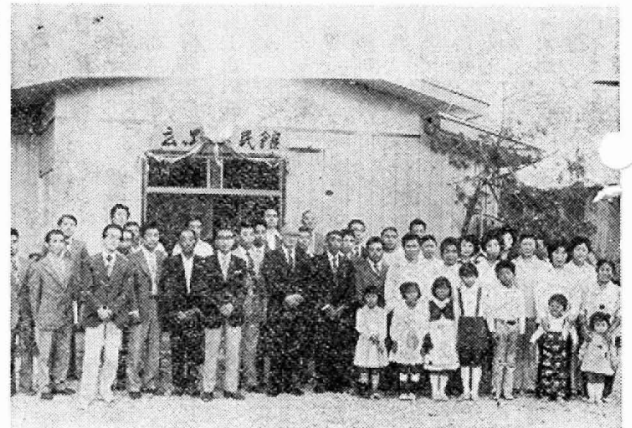
十月十日は「体育の日」であるが、町ではこの日広域体育館を無料解放し、日頃時間的に制約されスポーツに親しむ機会のない人にも参加してもらい、大いに楽しんでもらいたいとしている。家族ぐるみで参加し、健全な身心を培うために役立てて欲しいところである。

当日の内容は次のとおり

一、会場 広域体育館

二、期日 十月十日
(体育の日)

午前部 九時～十二時
午後部 二時～五時



おらが公民館の前で町長と喜びの記念撮影

十月九日

全町オリエンテーリング

「こいの森で」

十月九日午前九時三十分からこいの森で、全町オリエンテーリングの講習会と大会が行われる。オリエンテーリングというスポーツは、地図と磁石を用いて、あらかじめ示された形式、方法で野山の中に設定してあるいくつかの地点(ポスト)を、できるだけ短い時間に探しあてて、ゴールする競技である。

地図の読み方、磁石の使い方を知れば、歩ける人なら誰でも親しむことのできるスポーツで、町の公民館では、児童生徒はもちろん老人クラブのみなさんなど、多くさんの参加をお待ちしている。内容は次のとおり。

一、期日 十月九日(日)

二、場所 野鳥の森
(雨天の場合中止)

三、時間 午前九時三十分
集合(愛鳥山荘)

四、対象者

五、持ち物

六、講師

七、補助指導員

八、日程

九、集合

十、講習会

十一、大会

十二、昼食

十三、自然観察レクリエーション

十四、三十分

十五、町営住宅(一戸)

十六、入居者募集

十七、町営住宅(一戸)

十八、入居者募集

十九、町営住宅(一戸)

二十、入居者募集

地中海で青春を謳う

海外派遣研修生募集

～申込期日 10月20日まで～

五城目町では、五年前から、町内の青年を海外に派遣して、世界のひと々と親善を深めながら、国際感覚を養うお手伝いをしているが、今年度も次のような内容で、地中海青年の船にこの町から一名派遣することになった。

希望者は申込期

日に遅れないように、五城目町公民館へてお申込みいただきたい

一、地中海青年の船

二、主催 内外航空サービスKK

三、実施期間

昭和五十二年十二月二十一日～

昭和五十三年一月九日

四、訪問都市

パリ、ローマ、ナポリ、アテネ

五、研修内容

①各国の青年団体と親善交換

②地中海諸国の歴史、文化について

町オリエンテーリング指導員

七、補助指導員

八、町体育指導委員、出羽山岳会

九、公民館職員

十、日程

十一、集合

十二、講習会

十三、大会

十四、昼食

十五、自然観察レクリエーション

十六、三十分

十七、町営住宅(一戸)

十八、入居者募集

十九、町営住宅(一戸)

二十、入居者募集

③地中海諸国の政治、経済、社会について

④地中海諸国の生活民俗について

六、総経費

四万五千円(外に、渡航手続

費用、出港税、予防接種代など)

七、町からの補助

十六万円を補助する。

八、申込締切日

昭和五十二年十月二十日までに

五城目町公民館へて申込むこと

町営住宅(一戸)

入居者募集

～申込締切 十月十一日～

九月八日明け渡しのあった岩城

町内の町営住宅について、町では

次の要領で入居者を募集している

ので、希望者は十月七日までに役

場建設課へ申込んでほしい。

一所在地 五城目町上樋口字樽沢

二種別・規格 第二種木造平家建

三家賃 月 額 二九、七平方尺

四募集戸数 一 戸

五受付期間

十月一日から十月十一日

六選考方法

町営住宅管理条例による。

七入居期日 五十二年十月十五日

八入居者の資格

①五城目町に居住している者

②敷金(家賃の三ヶ月分相当額)

および毎月の家賃の支払い能力

のある者。

③入居者の収入月額は、公営住宅

収入基準表による。

④現に住宅に困っていることが明

街を自然を美しく

吸いがらの投げ捨てはやめよう

Smokin' Clean



（啓発事業）

